

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月25日

【発行者名】 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー
(Morgan Stanley Asset Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 アンドリュー・マック
(Director, Andrew Mack)
取締役 ウィリアム・ジョーンズ
(Director, William Jones)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェエ
通り6B番
(6B, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 坂田 絵里子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【事務連絡者氏名】 弁護士 佐々木 弘 造
弁護士 山 崎 寛 也
弁護士 藤 田 元 康
弁護士 坂 田 絵 里 子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【電話番号】 03(6212)1200

**【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】** マネーマーケット・ファミリー
(Money Market Family)
米ドル・ファンド

**【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の金
額】** 記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券が発
行・募集される。
上限見込額は以下のとおりとする。
米ドル・ファンド 30億米ドル(約3,395億円)

(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」と
いう。)の円貨換算は、便宜上、平成29年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米
ドル=113.16円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月26日に提出した有価証券届出書の記載事項に変更が生じたので、本訂正届出書をもって訂正いたします。

2【訂正の内容】

(注) 訂正箇所は下線を付して表示しております。

表紙

<訂正前>

(前 略)

届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券の金額

記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券
が発行・募集される。

上限見込額は以下のとおりとする。

米ドル・ファンド 30億米ドル(約3,395億円)

(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」という。)の円貨換算は、便宜上、平成29年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)による。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券の金額

記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券
が発行・募集される。

上限見込額は以下のとおりとする。

米ドル・ファンド 30億米ドル(約3,395億円)

(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」という。)の円貨換算は、便宜上、平成29年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)による。

(後 略)

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

米ドル・ファンドについて、30億米ドル(約3,395億円)を上限とする。

(注1) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」という。)の円貨換算は、便宜上、平成29年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)による。

(後 略)

<訂正後>

米ドル・ファンドについて、30億米ドル(約3,395億円)を上限とする。

(注1) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」という。)の円貨換算は、便宜上、平成29年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)による。

(後 略)

(6) 申込単位

< 訂正前 >

(前 略)

- ・ 株式会社三菱東京UFJ銀行(注)における窓口で円貨を指定した場合の申込単位は1万円以上1円単位とし、窓口で外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする（通常1口は1米セント）。

三菱東京UFJダイレクトで円貨を指定した場合の申込単位は10米ドル相当額以上1円単位、三菱東京UFJダイレクトで外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする（通常1口は1米セント）。

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となる予定である。

(中 略)

なお、上記単位は変更されることがある。

- ・ 農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所における申込単位は、申込日に農林中央金庫が決定する為替相場に基づき1万円相当額の口数以上1円単位とする（農林中央金庫では販売を行っていない。）。

< 訂正後 >

(前 略)

- ・ 株式会社三菱UFJ銀行における窓口で円貨を指定した場合の申込単位は1万円以上1円単位とし、窓口で外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする（通常1口は1米セント）。

三菱UFJダイレクトで円貨を指定した場合の申込単位は10米ドル相当額以上1円単位、三菱UFJダイレクトで外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする（通常1口は1米セント）。

(中 略)

なお、上記単位は変更されることがある。

(8) 申込取扱場所

< 訂正前 >

株式会社三菱東京UFJ銀行(注)

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(以下「三菱東京UFJ銀行(注)」という。)

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となる予定である。

(中 略)

農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所および農林中央金庫(東京都千代田区有楽町一丁目13番2号)(農林中央金庫では販売を行っていない。)

(後 略)

< 訂正後 >

株式会社三菱UFJ銀行

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(以下「三菱UF」銀行」という。)

(中 略)

農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所および農林中央金庫(東京都千代田区有楽町一丁目13番2号)

(後 略)

第二部 ファンド情報

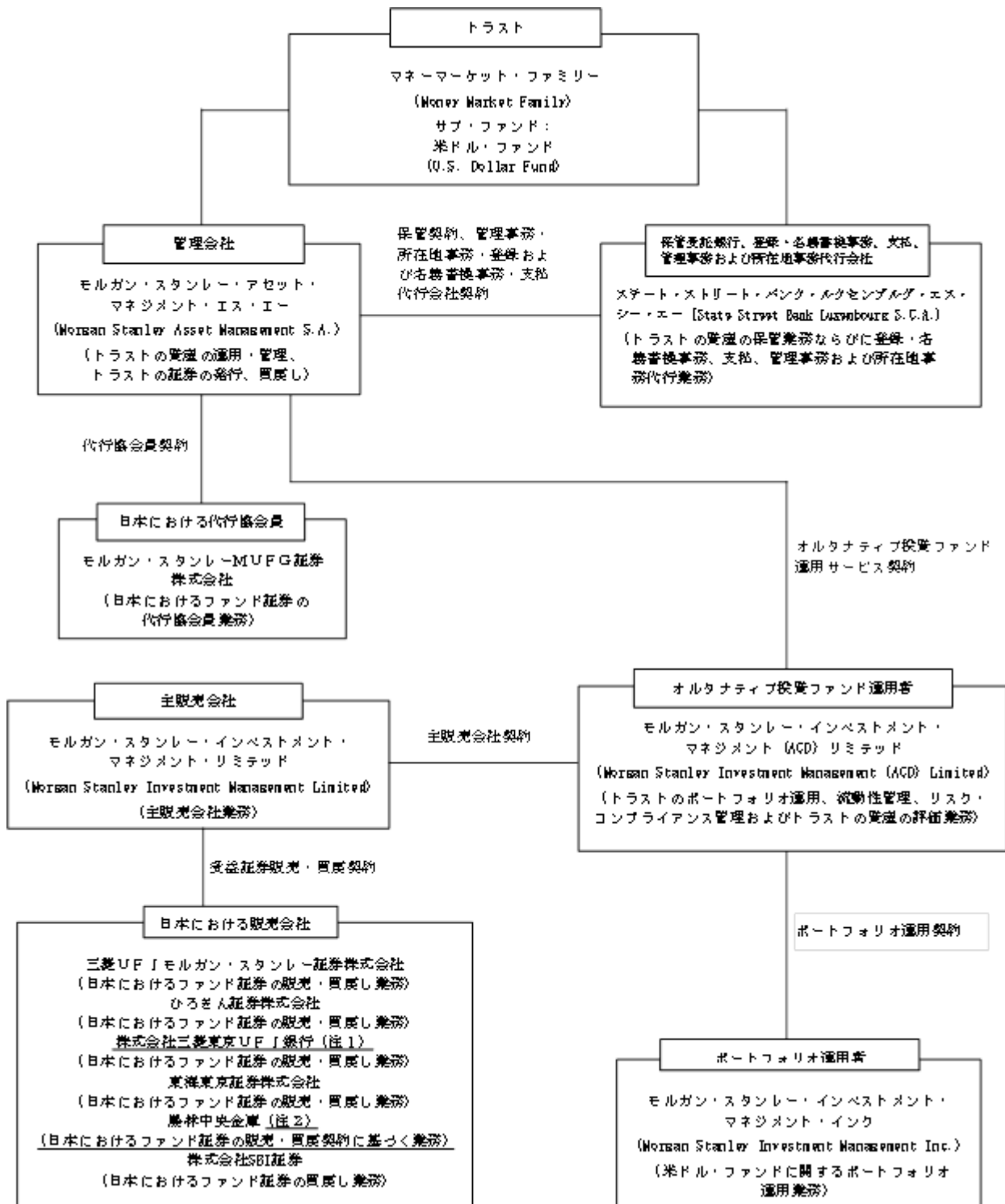
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

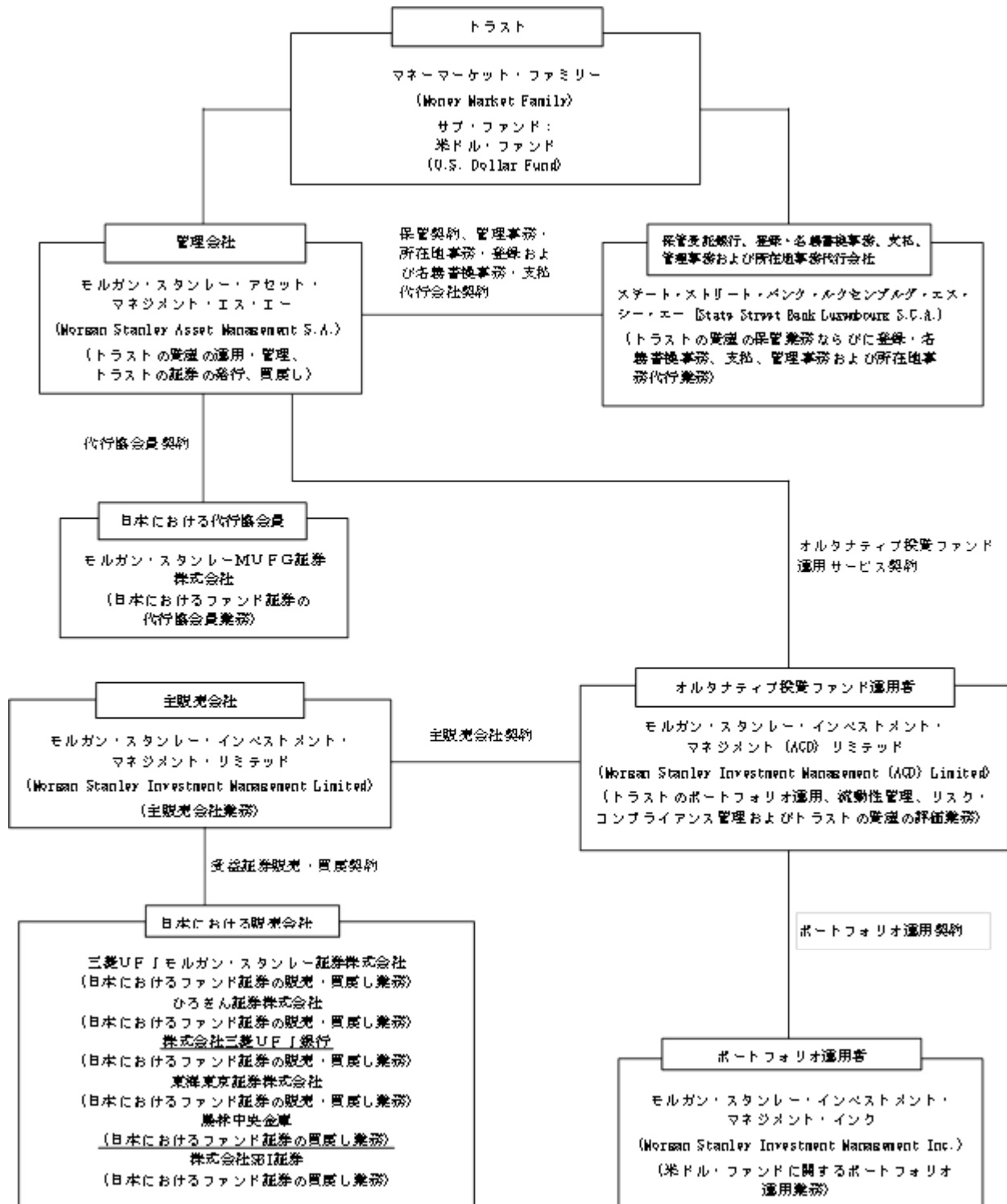
< 訂正前 >



(注1) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となる予定である。

(注2) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

<訂正後>



管理会社およびファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中 略)		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ひろぎん証券株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行(注6) 東海東京証券株式会社 農林中央金庫(注7) 株式会社SBI証券	日本における販売会社	各受益証券販売・買戻契約(注8)に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う。

(中 略)

(注6) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となる予定である。

(注7) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻契約を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

(注8) 受益証券販売・買戻契約とは、主販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を日本において募集すること等を約する契約である。

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中 略)		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ひろぎん証券株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 東海東京証券株式会社 農林中央金庫 株式会社SBI証券	日本における販売会社	各受益証券販売・買戻契約(注6)に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う。

(中 略)

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、主販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を日本において募集すること等を約する契約である。

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(イ)海外における販売

<訂正前>

（前 略）

情報保護

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および委託者は、個人情報の取扱いに関する個人保護に係る2002年8月2日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）（以下「2002年法」という。）に従って各受益者の個人情報を保有し、保管し、取り扱うことができる。かかる個人情報は、各投資家の氏名、連絡先詳細（郵送先または電子メールのアドレスを含む。）、銀行取引情報、トラストに対する投資額および保有口数等を含むが、これらに限られない（以下「個人情報」という。）。

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および委託者は、様々な第三者との間で、営利目的ではなく、かかる第三者から必要なサービス提供を受けるために、各受益者の個人情報を共有する場合がある。

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および第三者は、トラストの情報処理者（以下「情報処理者」という。）についての責任を負う。なお、情報処理責任者はルクセンブルグ以外の法域（以下「第三国」という。）に置かれる場合があり、適切なレベルの情報保護が受けられる場合とそうでない場合がある。このルクセンブルグ以外の国には、インド、アメリカ合衆国または香港が含まれるが、これに限られない。

受益者は自身の個人情報にアクセスする権利を有しており、これを変更する権利を有している。ただし、受益者はルクセンブルグ法に従い身元の証明を行うものとする。

とりわけ、マネーロンダリング対策やテロ資金供与対策の目的で取り扱われる個人情報は、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）（FATCAの実施に係る2015年7月24日付ルクセンブルグ法に従う。）、共通報告基準（以下「CRS」という。）（行政協力指令の実施に係る2015年12月18日付ルクセンブルグ法に従う。）、または外国の法令を含む規制要件の遵守を目的としている。

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および委託者は、電話での通話録音を行う場合がある。かかる通話録音を行う目的は、紛争が生じた場合に、取引またはあらゆる商用通信の証拠を提供することである。かかる通話録音は2002年法に従い保管される。

送金に含まれる個人情報はサービス提供者およびSWIFT（国際銀行間通信協会）等のその他の専門企業によって処理される。この処理はヨーロッパの他の国または、アメリカ合衆国を含む（ただし、これに限られない。）第三国に置かれた施設を通じて、当該地域の法令に従って行われることがある。その結果、テロ対策の目的で、米国当局はかかる処理施設に保管されている個人情報へのアクセスを要請することができる。受益者は、払込指示またはその他の手続の指示を行うことにより、取引を的確に完了するため必要なすべてのデータ要素がルクセンブルグ国外で処理される可能性があることに黙示の同意を行っていることを認める。効率的な運用を行うため、各受益者に関する個人情報はコンピューターで読取可能な媒体で記録されるものとする。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

データ保護

以下に記載される詳細なデータ保護に関する通知がトラストの目論見書に別紙1として含まれている。受益者および投資予定者は、トラストまたは自己のために行為する管理会社、関係会社およびそれらを代理する者

が、受益者の個人データをどのように処理するのかを理解するために、トラストの目論見書別紙1に記載される情報を読みたい。

(a) 受益者情報の使用方法

ルクセンブルク大公国に適用されるデータ保護法(個人データの取扱いに係る個人の保護に関する2002年8月2日法(その後の改正を含む。)、一般データ保護規則(EU)2016/679およびすべての適用法令を含む。)(以下、総称して「データ保護法」という。)に従って、データ保護法に規定される「データ管理者」としてトラストのために行う管理会社は、トラストの投資予定者および受益証券の保有者(以下、個別におよび総称して「受益者」という。)に対して、各受益者がトラストに提供する個人データ(以下「個人データ」という。下記(b)項において定義される。)が、電子的手段またはその他の方法により、以下の目的(以下、個別に「取扱目的」という。)において、収集、記録、保存、修正、開示、移転され、またはその他の処理がなされることがある旨を通知する。

- (1) 投資家によるトラストの受益証券の申込みおよび買戻しを可能にし、処理するため(トラストのために行う管理会社による支払いおよび管理会社に対する支払い(申込金額および買戻代金の支払い、手数料の受益者による支払いおよび受益者に対する支払い、および受益証券に関する分配金の支払いを含む。)の促進および処理を含む(これに限定されない。))、および、一般に、トラストへの投資家の参加を可能にし、実施するため。
- (2) 上記(1)号に言及されるすべての支払いの口座維持を可能にするため。
- (3) 適用法令に従い、受益者名簿の維持を可能にするため。
- (4) 受益者に関して、不正行為、マネー・ロンダリング、金融犯罪の防止および納税者識別関連法(FATCAおよびCRSならびに適用あるマネー・ロンダリング防止法を含む。)のために、信用、マネー・ロンダリングの調査、デュー・デリジェンス、および利益相反に関する確認を実施し、または実施を促進するため、ならびに、一般に、それらに関連して生じるトラストの法的義務の遵守を可能にするため。
- (5) 管理会社がレイト・トレーディングおよびマーケット・タイミングの実務に関する管理の実施を可能にするため。
- (6) 目論見書に記載されるサービス提供者による管理会社へのサービス提供を促進するため(トラストのために行う管理会社による請求および支払いならびに管理会社に対する請求および支払いの承認または確認を含むが、これに限定されない。))。
- (7) ファンドに関するトラストの投資目的および投資戦略に必要な運用サポートおよび開発を促進するため(トラストのリスク管理プロセスおよび第三者のサービス提供者によってトラストおよび/または管理会社に提供されるサービスの評価を含むが、これに限定されない。))。
- (8) トラストのために行う管理会社が関与する訴訟、紛争または係争中の問題に関連するもの。
- (9) 世界中どこにおいてもトラストのために行う管理会社に対して行われる法令上の要求に従うため。
- (10) 国内および国際的規制機関、執行機関または取引所、および税務当局(ルクセンブルク税務当局を含む。)に対する報告(取引報告を含むがこれに限定されない。)、およびそれらによる監査ならびにトラストのために行う管理会社のそれらに関連する裁判所命令の遵守を促進するため。
- (11) 下記(e)項において定義され、明記されるモニタリング目的のため。
- (12) 下記(f)項に明記されるダイレクト・マーケティング目的のため。

管理会社は、正当な法的根拠なく個人データを収集することはできない。したがって、管理会社は以下の場合においてのみ個人データを取扱い、使用する。

- () 受益者が要求するサービスまたは商品(上記の取扱目的1から3に記載されるとおり。)に関して各受益者との間で契約を締結または実行するために必要な場合

() トラストの正当な利益のために必要な場合。ただし、いずれの場合も、かかる利益が、影響を受ける個人のプライバシーの権利に優先する場合に限る。トラストの正当な利益は、上記の取扱目的5、6、7、8、11および12に記載される。

() 世界中どこにおいても上記の取扱目的8に記載されるトラストの法的権利を行使し、擁護するため。

() 世界中どこにおいてもトラストまたは管理会社に適用される上記の取扱目的4、9および10に記載される法的義務(法令上のガイダンス、規約または意見を含む。)に従うために必要な場合。

() 取扱目的4、8、9、10および11に記載される公共の利益のために実行される業務を実施するために必要な場合。

(b) 受益者の権利

「個人データ」には、受益者(受益者が自然人であるか法人であるかを問わない。)にとって個人的なデータで、管理会社が受益者から直接および/または第三者から間接的に取得する、履歴書(少なくとも、受益者の名前、法的組織、居住国、住所および連絡先の詳細を含む。)および財務会計情報等のデータが含まれる。この情報の一部は、公的にアクセス可能である。

データ保護法に定められた一定の条件の下で、受益者は以下の権利を有するものとする。

() 自己の個人データにアクセスする権利。

() 自己の個人データが不正確または不完全であるときに、かかる個人データを修正または変更する権利。

() 自己の個人データの処理に異議を申し立てる権利。

() 自己の個人データの処理を制限する権利。

() 自己の裁量において、自己の個人データを管理会社に提供することを拒否する権利。

() 自己の個人データの消去を要求する権利。

() データ保護法に従って自己の個人データのポータビリティを要求する権利。

受益者は、個人データを管理会社に提供することを拒否した場合、結果として、管理会社がトラストの受益証券の申込みを拒否しなければならない可能性があることに特に注意しなければならない。

(c) 個人データの取得者

取扱目的のために、管理会社は、データ保護法に従って、個人データの処理を他の当事者に委託する。これには、適用法により必要であるか、または、それぞれの要求に応じて、国内および国際的規制機関、執行機関もしくは取引所または裁判所に加えて、管理会社が個人データを提供または更改する当事者と共に、管理会社の関係会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払代行会社および所在地事務代行会社、保管受託銀行ならびに主販売会社が含まれる。

このように個人データを処理する当該第三者は、管理会社の承認を条件として、個人データの処理をその親会社もしくは組織、関係会社、支店事務所または第三者代理人(以下個別におよび総称して「再受託者」という。)に再委託することができる。

個人データを処理する当事者のうち、オルタナティブ投資ファンド運用者および主販売会社(いずれも英国に所在する。)ならびにポートフォリオ運用者(米国に所在する。)を除き、ルクセンブルグに所在する者もいる。ルクセンブルグに所在しないその他の取扱者は、欧州経済領域(EEA)または、モルガン・スタンレーがグローバル・オフィスを運営している国を含む、EEA以外の国(データ保護法が同等レベルの保護を提供していないことがある)に所在する場合がある。この場合、データ取扱者は、管理会社の監督のもと、()自身が適切なデータ移転の仕組みを導入し、()該当する場合は、再受託者が欧州委員会標準契約条項等の適切なデータ移転の仕組みを導入するよう努める。受益者は、dataprotectionoffice@morganstanley.com宛てで管理会社に連絡することによって、関連するデータ移転の仕組みの写しを入手することができる。

管理会社は、ルクセンブルク税務当局に個人データを開示し、次に、ルクセンブルク税務当局はデータ管理者として、外国税務当局に対してその個人データを開示することができる。

(d) 個人データの保管

データ保護法に従い、管理会社は、個人データの保管、処理および処分に関して一般的な基準および手続を定めたトラストの情報管理方針に従って、識別可能な形式で個人データを保持する。個人データは、法で定められた制限に基づき、取扱目的に必要なとされる以上長く保管しないものとする。要求に応じて、管理会社は受益者に対し、個人データに適用される正確な保管期間について詳細な情報を提供する。管理会社が訴訟、規制当局による調査および法的手続に関連して個人データを保持することを必要とする場合、保管期間は管理会社の自己の裁量により延長することができる。

(e) モニタリング

データ保護法が認める範囲で、管理会社は、()受益者または受益者の代理人との間の口頭および電子的手段によるメッセージの送信および通信（例えば、電話、SMS、インスタント・メッセージ、電子メール、ブルームバーグおよびその他の電子的または記録可能な通信（ただし、これらに限られない。））（以下、総称して「通信」という。）、および()管理会社が所有、提供、またはアクセス可能にする技術の受益者による使用（受益者との通信、情報処理、送信、保存およびアクセス（リモート・アクセスを含む。））を促進するシステムを含むが、これらに限られない。）（以下、総称して「システム」という。）について、アクセス、検査、開示、傍受、監視および記録（以下、総称して「モニタリング」という。）を行う。

モニタリングの目的

データ保護法が認める範囲で、管理会社は、以下の目的（以下、総称して「モニタリング目的」という。）においてのみ、通信およびシステムをモニタリングの対象とする。

()事実の存在を確立するため（取引記録の保管等）。

()トラストおよび/または管理会社に適用される規制または自主規制の実践もしくは手続の遵守を確認するため。

()システムを使用する者が達成するかまたは達成すべき基準（システムに関連する使用条件の遵守を含む。）を確認または証明するため。

()犯罪、マネー・ロンダリング、不正行為、金融犯罪および/またはその他の適用法令違反を防止、検出または調査するため。

()適用法令、重要な契約ならびに適用ある方針および手続に従うため。

()機密情報および専有情報の滅失、窃盗、無許可の違法な収集、使用、開示、破壊またはその他の処理もしくは悪用から保護するため。

()システムおよび/またはデータの無許可の使用を防止、検出または調査するため（トラストおよび/または管理会社の方針および手続の遵守を確保するためのモニタリング等。情報セキュリティおよびサイバー・セキュリティに関連するものを含むが、これらに限られない。）。

()システム（電話、電子メールおよびインターネットを含む。）の効果的な運用を確保するため。

()サポートおよび管理のため。

()規制当局およびその他の者による調査、告発、要求、訴訟、仲裁または調停を支援するため。

()特に、トラストおよび/または管理会社の事業の運営上のサポートおよび開発の過程で、顧客サービスの品質の評価のため、ならびに効率、費用およびリスク管理目的等のため。

モニタリングの実施方法

モニタリングは、管理会社がさまざまな方法を用いて実施する。これには、()「インテリジェント」自動監視ツールの使用、()ランダムにシステムの検査を行うITフィルタリング・ツール、()システムのランダムな監視（例えば、権限のある監督者が販売・立会場で進行中の電話にランダムに参加すること）、()特定のシステム監視（例えば、調査、規制上の要求、本人による個人情報アクセス請求、訴訟、仲裁または調停に関連するもの）、()分析（予測分析を含む。）に関して、関連性を推定するため、および/

または行動パターン、相互作用もしくは優先傾向を検出するために、さまざまなソースからデータを収集する、データのトラッキング、集約および分析ツール、および/または() 随時利用可能なその他類似のモニタリング技術の使用が含まれる。

クッキーの使用

管理会社はまた、自らが提供するサービスの一環として、および/もしくはそれに関連して、または自らが所有もしくは提供するシステムに関連して、受益者に関する情報を収集するためにクッキーおよびその類似技術を使用する。サービスもしくはシステムにアクセスするかまたは使用することによって、受益者は、トラストのプライバシー・ポリシーに詳述されるように、管理会社がかかるクッキーおよびその類似技術を使用することに対して合意を表明し、かつ、受益者がかかるクッキーの拒否を選択した場合に、サービスまたは関連するシステムの一部またはすべての部分が適切に機能しないか、またはアクセスできない場合があることに対して合意を表明する。管理会社がクッキーおよびその類似技術を使用する方法、管理会社がクッキーによって取得した情報を処理する方法、ならびに受益者がクッキーを拒否する方法について、詳しくは www.morganstanley.com/privacy_pledge におけるトラストのプライバシー・ポリシーを参照のこと。

通信の証拠

システムのモニタリングに関連する文書または記録は、モニタリングの対象となる指示、命令または通信の疎明であるものとし、受益者はかかる記録が法的手続においてそのように認められ得ることに同意する。さらに、受益者は、法的手続の証拠としてかかる記録の承認に異議を申し立てる理由として、記録が原本ではないこと、書面によるものでないこと、または、コンピューターによって生成された文書であることを採用、申立てまたは引用しないことを確認する。管理会社は、随時その絶対的な裁量により変更することのできる運用手順に従ってかかる記録を保存する。ただし、かかる記録は、法で定められた制限に基づき、モニタリング目的に必要とされる以上に長くトラストにより保管されないものとする。受益者は、本記録の保管は、自身に適用される規則または規制に従って、自己の適切な記録を自身が保有することの代わりとはみなされない旨の通知を受ける。

(f) ダイレクト・マーケティング

管理会社が受益者にとって特に関心があると考え金融商品またはサービスがある場合、トラストおよび/もしくは管理会社もしくはその関係会社、または第三者の投資サービス提供者(例えば管理会社またはその関係会社に関連のないファンド・マネージャーもしくは保険サービス提供者)によって提供されているか出資されているかを問わず、標準勤務時間外を含め、管理会社またはその関係会社はその受益者に(郵便、電子メール、SMSおよび電話を含む手段を通じて)連絡を取ることができる。データ保護法で要求されている場合、このような性質のダイレクト・マーケティングを行うまたは促進するために個人データを使用する前に、受益者の事前の同意が必要とされる。受益者がこのような方法で管理会社またはその関係会社が個人データを使用することを望まない場合、または、個人データをかかるとダイレクト・マーケティング目的で提供することを望まない場合、受益者は、いつでも上記(b)項に従って、または、受益者が受け取るマーケティング資料の指示に従って、管理会社またはその関係会社に通知することができる。

(g) 第三者

第三者に関するデータを含む個人データについて、管理会社にアクセスを提供するか、または、これに対するアクセスもしくはその処理を許可する前に、受益者は、(i) 受益者がその個人データを管理会社またはその関係会社に提供することを当該第三者が合意していること、(ii) 当該第三者が、個人データの収集、使用、処理、開示および移転、ダイレクト・マーケティング目的での個人データの使用、ならびに管理会社またはその関係会社による自らまたは自らの代理人の通信の監視または記録の可能性(データ保護法により認められる場合)に関して、本書に記載される情報の提供を受けていること、(iii) 必要に応じて、当該第三者が、管理会社またはその関係会社によるその個人データの処理に対して同意していること、または個人データを処理す

るための別の法的基準が満たされていることに対して同意していること、および(iv) 当該第三者が、自己のデータ保護の権利およびこれらを行使用する方法を認識していること、を確保しなければならない。

(h) 異議および不服

受益者は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーク L-2633、トレヴエ通り 6 B番、ビジネスセンターに所在の管理会社宛て書面により、またはcslux@morganstanley.com宛てに電子メールを送信することにより、(i) (b)項に記載される自己の権利を行使用することができ、(ii) (f)項で説明されたマーケティング目的での自己の個人データの使用について異議を申し立てることができる。

管理会社に対する書面に代えてまたはこれに加えて、受益者は、自らの個人データの処理および保護に関する事項に関連して、ルクセンブルクのデータ保護国家委員会(以下「CNPD」という。)に不服を申し立てることができる。

なお、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、上記については適用がない場合がある。

(後 略)

(ロ)日本における販売

< 訂正前 >

(前 略)

株式会社三菱東京UFJ銀行(注)における窓口で円貨を指定した場合の申込単位は1万円以上1円単位とし、窓口で外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。

三菱東京UFJダイレクトで円貨を指定した場合の申込単位は10米ドル相当額以上1円単位、三菱東京UFJダイレクトで外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となる予定である。

(中 略)

なお、上記単位は変更されることがある。

農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所における申込単位は、申込日に農林中央金庫が決定する為替相場に基づき1万円相当額の口数以上1円単位とする(農林中央金庫では販売を行っていない。)

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

株式会社三菱UFJ銀行における窓口で円貨を指定した場合の申込単位は1万円以上1円単位とし、窓口で外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。

三菱UFJダイレクトで円貨を指定した場合の申込単位は10米ドル相当額以上1円単位、三菱UFJダイレクトで外貨を指定した場合の申込みの申込単位は、10米ドル以上1米セント単位とする(通常1口は1米セント)。

(中 略)

なお、上記単位は変更されることがある。

(後 略)

[次へ](#)

第3 ファンドの経理状況

<訂正前>

(前略)

ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年10月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

<訂正後>

(前略)

ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前 略)

2017年10月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約104,470百万円である(平成29年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)で計算。)。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

2017年10月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約104,470百万円である(平成29年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)で計算。)。

(後 略)

[次へ](#)

3 管理会社の経理状況

<訂正前>

(前略)

管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年10月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

<訂正後>

(前略)

管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

- (4) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.C.A.)

資本金の額

2017年10月末日現在、65,001,138ユーロ(約85億6,455万円)

(注) ユーロの円貨換算は、2017年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.76円)による。

(中略)

- (9) 株式会社三菱東京UFJ銀行(注)(「日本における販売会社」)

資本金の額

2017年10月末日現在、17,119億円

事業の内容

日本において銀行業務を営んでいる。

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となる予定である。

(中略)

- (11) 農林中央金庫(「日本における販売会社」)

資本金の額

2017年10月末日現在、34,804億円

事業の内容

全国の農業協同組合、漁業組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需要調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を行っている。なお、取次登録金融機関との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結することがある。(農林中央金庫では販売を行っていない。)

<訂正後>

(前略)

- (4) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社」)

(State Street Bank Luxembourg S.C.A.)

資本金の額

2017年10月末日現在、65,001,138ユーロ(約85億6,455万円)

(注) ユーロの円貨換算は、2017年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.76円)による。

(中略)

- (9) 株式会社三菱UFJ銀行(「日本における販売会社」)

資本金の額

2017年10月末日現在、17,119億円

事業の内容

日本において銀行業務を営んでいる。

(中略)

(11)農林中央金庫(「日本における販売会社」)

資本金の額

2017年10月末日現在、34,804億円

事業の内容

全国の農業協同組合、漁業組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需要調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を行っている。なお、取次登録金融機関との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結することがある。

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(9) 株式会社三菱東京UFJ銀行(注)(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号変更し、株式会社三菱UFJ銀行となる予定である。

(中略)

(11)農林中央金庫(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し契約を締結している。

なお、農林中央金庫との間で証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関は、ファンド証券の販売・買戻し業務の全部または一部を行う。(農林中央金庫では販売を行っていない。)

<訂正後>

(前略)

(9) 株式会社三菱UFJ銀行(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(中略)

(11)農林中央金庫(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の買戻し業務を行う。

[次へ](#)

第4 その他

<訂正前>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

（中 略）

「この目論見書により行うマネーマーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成29年12月27日にその届出の効力が生じております。」との趣旨を示す記載。

（後 略）

<訂正後>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

（中 略）

「この目論見書により行うマネーマーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成29年12月27日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年5月25日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

（後 略）